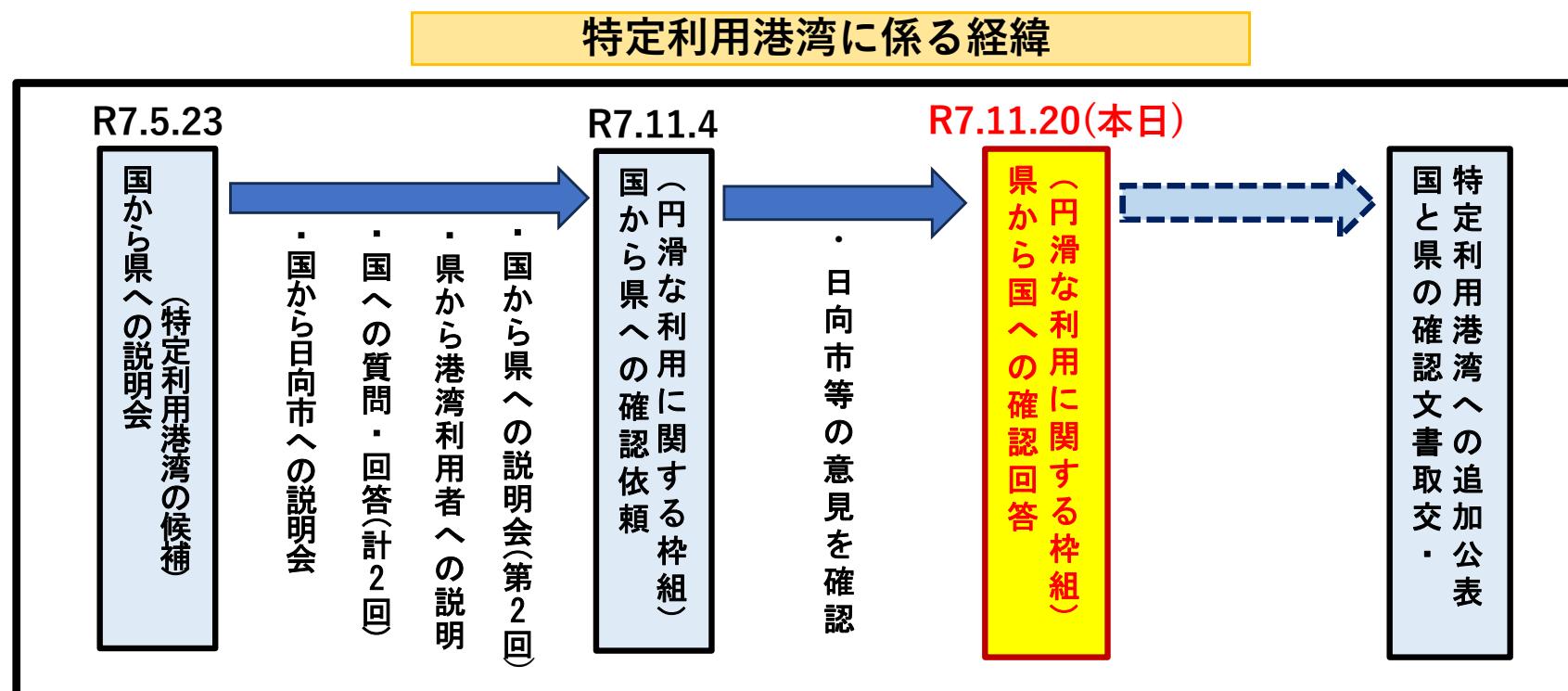


1 特定利用空港・港湾とは

- 自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁とインフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とするもの
- 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の船舶・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業が促進されるもの



2 「円滑な利用に関する枠組み」（関係省庁と港湾管理者との確認事項）

- 港湾管理者（県）は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
- 上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

3 国からの説明について

5月23日に開催された国（内閣官房、国土交通省、防衛省）の説明会以降、「円滑な利用に関する枠組み」の不明瞭な点について国への質疑応答を重ねた結果、以下の点を確かめることができた。

- 平素の訓練、運用に関する取組であり、自衛隊や海上保安庁が施設を優先利用するためのものではないこと
- 住民の安全安心や港湾の民生利用に配慮されること
- 民生利用を主とした整備であり、自衛隊等の専用施設を整備するものではないこと
- 細島港の整備が着実に促進されること
- 迅速な災害対応が期待できること

4 今後の対応

- 本日（11/20）、細島港における「円滑な利用に関する枠組み」について、確認した旨の回答を行う。
- 併せて、「引き続き丁寧な説明及び情報提供を行うこと」「整備に必要な予算を確保すること」などを要請する。

5 全国の状況

令和7年8月29日時点で14空港26港湾の計40施設となっている。
 ※ 宮崎空港（国管理）は令和6年4月1日に特定利用空港となっている。

特定利用空港・港湾

令和6年4月 1日：5空港・11港湾

令和6年8月26日：3空港・9港湾 追加

令和7年4月 1日：3空港・5港湾 追加

令和7年8月29日：3空港・1港湾 追加

